

企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ） 事業者公募要領

1. 業務名称

企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務

2. 業務の内容

別紙「企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務 仕様書」のとおり

3. 契約の内容

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容が判明した場合は、契約を締結しないことがあるものとする。

（2）契約期間

契約締結の日から2027年3月31日まで

（3）契約上限額・見積限度額

金 4,300,000円（消費税・地方消費税を含む）

（4）契約形態

- ①貸切バス等手配に係る業務：単価契約
- ②上記以外の業務：総価契約

（5）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

（6）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（7）契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」の通り

（8）契約解除

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく除外措置を受けた場合は、契約を解除することがある。

（9）その他

契約の履行に関し、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

4. 事業者選定スケジュール

- （1）公募要領等の配布開始：2026年5月22日（金）
- （2）質問期限：2026年6月9日（火）17時まで
- （3）参加申請期限：2026年6月9日（火）17時まで
- （4）質問に対する回答：2026年6月16日（火）

- (5) 企画提案書の提出期限 : 2026年7月3日(金) 17時まで
- (6) 企画提案会の開催 : 2026年7月15日(水) (予定)
- (7) 受託候補者の決定・契約締結 : 2026年7月下旬(予定)

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- (1) 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (2) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、契約違反により履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (5) 企画提案時において、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (7) 「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当しないこと。
- (8) 法人又は代表者が国税及び地方税を滞納していないこと

6. 参加申請の手続き

- (1) 各書類の配布・提出場所

- ①配布開始日

2026年5月22日(金)

- ②配布場所

神戸市ホームページに掲載

※ダウンロード出来ない場合は電子メールにて送付しますので、本要領10に記載のメールアドレスまでお問い合わせください。

- ③配布資料

- ア 事業者公募要領(本書)
- イ 仕様書
- ウ 契約書案(頭書及び委託契約約款)
- エ 提出様式一式

- (2) 参加申請

電子メール(PDF形式)により、2026年6月9日(火)17時までに、本要領10のメールアドレス宛に下記提出書類を提出し、提出後に電話による到着確認を行うこと。

- ①提案申請書(様式1号)
- ②参加資格確認書(様式2号)

- (3) 質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、2026年6月9日(火)17時までに本要領10のメールアドレスまで送信すること。

応募者間の公平を確保するため、必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、

本要領を掲載したホームページに2026年6月16日（火）以降に掲載する。

なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

電子メール（PDF形式）により2026年7月3日（金）17時まで（必着）とする。

※ 提出データの容量が大きく、送付が困難な場合は、事前に本市まで連絡すること。

※ 提出後は、電話により到着確認を行うこと。

(2) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

②業務実績調書（様式3号）

③見積書（様式任意）

④その他補足資料（様式任意）

(3) 作成要領

①企画提案書

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。

また、必要に応じて、予算の範囲内で追加提案を行ってもよい。

ア イベント運営業務（仕様書 6. 業務委託内容）

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・スケジュール
- ・集客の具体的な方法
- ・イベントの内容（司会者案、登壇者案、タイムテーブル）
- ・イベント演出イメージ（既存イベントの動画の提出やURLの提示も可）
- ・会場装飾イメージ（イメージがわかるものであれば既存の画像で可）
- ・ネットワークングにて企業との交流を深めるための具体的な方法

イ 本業務にかかる実施体制・支援体制、市との連絡体制

③見積書

- ・業務内容ごとの内訳を記載すること。
- ・貸切バス等手配業務については、1件あたりの単価が把握できるように記載し、5件の想定で算出すること。

8. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 提出書類に関するヒアリングは、審査にあたり必要と認めた場合に限り実施する。

(2) 本企画提案の審査は、下記の審査基準に沿って「企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務委託団体審査委員会」が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

(3) 契約にあたっては、契約候補者との間で本市が必要と認める事項について確認・調整を行い、契約内容を決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において次点の評価を受けた事業者を契約候補者とする場合がある。

(4) 最高得点者が複数ある場合は、企画内容の点が最も高い者を契約候補者とする。企画内容の最高得点者が同点の場合は、業務遂行能力の点が最も高い者を契約候補者とする。それでもなお、

最高得点者が複数ある場合は、当該募集事務に関係のない本市職員による抽選により契約候補者を決定する。

(5) 提案事業者が1者であった場合、評点が6割以上であれば当該事業者を契約候補者とする。

(6) 選定結果の通知

2026年7月中に、応募書類の提出者全員に対し、電子メールにより通知する。

評価基準

評価項目	内容	配点
提案内容 (45 点)	①提案者の独自のネットワークを生かした効果的な参加企業集客手法が提案されているか	25 点
	②ネットワーキングなどで効果的に企業との交流が深まるような提案がされているか。	20 点
業務遂行能力 (10 点)	事業スケジュールや実施体制 (責任の明確化や人員配置) は妥当か	10 点
業務実績評価 (20 点)	企業版ふるさと納税マッチング業務やピッチイベント開催など、本業務と類似する業務の実績があるか	20 点
見積額 (10 点)	以下の計算式に基づき算出する。(小数点以下切り捨て) 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×10 点	10 点
地域性 (10 点)	提案者が神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
男女共同参画の職場づくりへの社会的貢献度 (5 点)	下記 別表のいずれかに該当している場合	5 点
合計 (100 点)		

別表

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 (ミモザ企業)	認定証の写し ※ 神戸市のHP にて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・トライくるみん認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ ひょうご女性の活躍推進会議のHP にて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定 (労働局の受付印のあるもの) の写し

9. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・受託者選定の目的以外に応募者に承諾なく使用しないものとする。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き、情報公開の対象となる場合がある。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、当該企画提案を無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎて提出されたもの
 - イ 提出書類に不足があるもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 市が認める場合を除き、企画提案書提出後の修正又は追加提出は認めないものとする。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募の参加は無効とする。

10. 問い合わせ先及び書類の提出先

神戸市地域協働局企業連携推進課（秋山・小平）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

電話：078-322-6687

FAX：078-322-6051

MAIL：kobeppp@city.kobe.lg.jp